別紙

仕様書

１．件名

ビスフェノールＡに係る科学的知見に関する情報収集及び整理

２．調査目的

本調査事業は、食品用器具・容器包装への使用を通じてヒトへのばく露が指摘されてきたビスフェノールＡ（以下「BPA」という。）について、過去の食品健康影響評価における検討状況及び低用量影響に関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえ、食品安全委員会における食品健康影響評価に資する基礎資料の充実を図ることを目的とする。

近年、BPA に関しては、低用量影響の検証を目的とした大規模動物試験の結果公表や、欧州食品安全機関（EFSA）等の国際機関及び各国評価機関（以下「国際機関等」という。）における評価結果の公表など、評価手法や科学的知見が国際的に進展している。このため、食品安全委員会においては、ビスフェノールＡワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、BPA の食品健康影響評価に関する調査審議を進めているところである。

令和 7 年度には、食品安全確保総合調査において、過去にとりまとめられた BPA の健康影響評価に関する検討結果以降に公表された低用量影響に関する科学的知見や、国際機関等の評価手法に関する情報を対象として文献の選定・整理を行い、主要な評価文献を 795 報まで整理した。しかしながら、WG において調査審議を行うためには依然として文献数が多く、専門委員等による文献確認及び科学的判断を効率的かつ的確に支援するため、情報の抽出及び整理が引き続き必要とされている。

本調査事業では、これまでに実施した文献選定結果を踏まえ、BPA に関する科学的知見について、必要な情報の整理及びとりまとめを行い、WG における調査審議を支援するとともに、食品健康影響評価に資する基礎資料の充実を図る。

３．作業内容

本事業の請負者（以下「事業実施者」という。）は、以下（１）から（５）までの作業を行うものとする。

（１）既存の文献選定結果の確認及び整理

事業実施者は、令和 7 年度食品安全確保総合調査「ビスフェノールＡに係る国際機関等の評価及び科学的知見の情報収集並びに整理」（以下「令和 7 年度調査事業」という。）の調査報告書（別添を含む）を確認し、文献選定に至る経緯、選定の考え方及び分野別の文献内訳等について確認及び整理を行うこと。

また、令和 7 年度調査事業の実施過程において、WG において示された主な論点、留意事項及びこれまでの議論の方向性を確認し、本調査事業における作業を実施する上での前提条件として整理し、これを踏まえて作業を実施すること。その際、令和 7 年度調査事業における成果物（文献整理結果、整理方法、分類構造等）の特性を踏まえ、本調査においても整理の一貫性を確保するとともに、当該成果物を活用し、効率的に作業を実施できるよう留意すること。

（2）調査事業報告項目の検討

事業実施者は、令和 7 年度調査事業において設定された調査事業報告項目を基本として、BPA に関する科学的知見の整理に必要な調査事業報告項目について検討を行うこと。

調査事業報告項目については、令和 7 年度調査事業の実施結果及びこれまでの WG における調査審議の状況を踏まえ、WG において示された論点及び留意事項を反映し、内閣府食品安全委員会事務局（以下「事務局」という。）と協議の上、必要に応じて項目の調整又は追加を行うこと。その際、令和 7 年度調査事業において作成された調査事業報告の情報抽出結果（令和 7 年度調査事業調査報告書の別添 4 参照）における様式、報告項目、記載内容及び記載の程度との整合を図ること。

（3）選定された文献の調査事業報告項目に基づく情報の抽出及び整理

事業実施者は、（1）において確認した文献のうち、令和 7 年度調査事業において文献ランク 1 とされた疫学研究に関する文献であって、情報抽出が未実施となっているもの（202 報）を対象とし、WG における調査審議の内容に従い、（2）において整理された調査事業報告項目に沿って、文献からの情報の抽出及び整理を行うこと。また、情報の抽出及び整理に当たっては、（2）に基づき設定された調査事業報告項目に従うほか、様式、記載内容及び記載の程度との整合に留意すること。

抽出した情報については、本調査事業において専門的知見を有する者（以下「有識者」という。）を事業実施者が指名し（各分野につき 2 名程度）、技術的観点からの確認を受けるものとする。有識者の選定に当たっては、あらかじめ事務局と協議すること。なお、有識者による確認は、原則として書面又は電子的手段により実施するものとし、必要に応じて当該有識者を交えた会合形式による確認を実施することができる。

（4）WG において調査審議上必要と判断された追加文献への対応

WG において調査審議上必要と判断された文献（第 5 回 WG までに明示されている遺伝毒性、バイオモニタリング研究及びヒト TK 試験に係る文献を含む）については、本調査事業において、WG での調査審議の内容を踏まえつつ、事業実施者が必要な文献の選定及び整理を行い、その整理結果に基づき、事務局と協議の上、原著論文等を入手するものとする。当該整理内容については、必要に応じて WG において確認を受けることがある。

また、当該文献に係る情報の抽出及び整理の方法については、令和 7 年度調査事業の実施結果を参考に事業実施者が検討するものとし、その内容について事務局と協議の上決定し、必要に応じて WG において確認を受け、当該方法により実施すること。

その結果については、過年度における整理内容や構成との一貫性に配慮し、WG への報告に用いられる資料として活用されることを念頭に整理すること。なお、これらの文献数については、約 150 報程度を想定する。

（5）情報抽出結果のとりまとめ

事業実施者は、（3）及び（4）において実施した情報の抽出及び整理の結果につ

いて、一覧表等の形式により体系的にとりまとめるとともに、WG における調査審議に資するよう、分かりやすい形で整理すること。

とりまとめに当たっては、調査事業報告項目との対応関係が明確となるよう留意し、文献ごとの情報が適切に整理されていることを確認するとともに、過年度における整理内容や構成との一貫性に配慮すること。また、WG への報告に用いられる資料として適切に活用できるよう、体系的に整理すること。

なお、WG 又は事務局から内容の修正等の指示があった場合には、当該指示を踏まえ、適切に対応すること。

（６）調査に関する留意事項

① 本調査の情報収集及びとりまとめに当たっては、事業実施者が作成する各種資料（案）について、WG における調査審議に先立ち、事務局と事前に調整を行い、その了承を得た上で進めること。

② （１）～（５）の作業を実施するに当たっては、作業内容に応じて、以下の要件を満たす者をそれぞれ１名以上配置すること。

・毒性学、体内動態学等、本調査に関係する分野（医学、薬学、農学等食品の安全性・毒性評価に直接関係性が大きい分野）において学位（学士・修士・博士）を取得した者

・化学物質のリスク評価（手法）に関する調査等の実務経験を有する者

・毒性学、生化学、生物学、有機化学、医学、薬学、疫学等の分野における論文（英文）の検索・要約作成等の５年以上の業務経験（研究等を含む）を有する者

③ 調査においては、生成 AI の活用も検討すること。その際、使用した生成 AI（名称、モデル及びバージョン）、使用した年月日、入力した指示内容（プロンプト）の情報も調査報告書に記載すること。

（７）調査結果の報告会開催

① 本調査で得られた内容については、事務局の求めに応じて、調査結果の報告会を開催すること。

② 前号に基づき調査結果の報告会を開催する場合は、原則として事務局の会議室を使用することとし、開催日時、構成、使用資料等について、事前に事務局の了承を得ることとする。

（８）成果物の作成

調査報告書を作成する際には、以下の点に留意し作成すること。

① 調査報告書の冒頭には、調査の目的や方法、結果等について要約した、「調査の概要」を記載すること。

② 調査報告書には、表紙、目次、調査の目的、作業の概要（手順、有識者確認の実施概要等）、調査過程における主な論点、入手論文一覧等を記載すること。

③ 調査報告書（製本版）は、日本産業規格 A 列 4 番（A4 サイズ）で作成すること。

④ 調査報告書（電子媒体）は、PDF 形式及び編集可能な保存形式のファイル（Word、Excel、PowerPoint 等）で提出すること。

⑤ 収集した文献は、PDF 形式（文字情報がある状態とする。スキャンした場合は OCR 処理）及び Thomson Reuters 社 EndNote のデータベースに取り込めるフォーマットで納入すること。

⑥ 収集した文献等の翻訳及び概要等の作成に当たっては、和文にて日本工業規格 A 列 4 番（A4 サイズ）1 枚程度に整理し、必要に応じて参考となる図表を添付すること。作成に際しては、「食品の安全性に関する用語集」（https://www.fsc.go.jp/yougoshu.html）や、専門用語辞典等（使用した辞典等を明記すること）を参考にし、正確な用語を用いるように努めること。なお、用語の一般的な日本語訳が定まっていない場合は、仮訳の後に括弧書きで原語を併記すること。また、必要に応じて有識者等の確認を得ること。

⑦ 成果物（案）が出来た段階で、速やかに事務局と検討・調整を行うこと。

⑧ 調査報告書は令和 9 年 3 月 31 日までに提出すること。

４．契約期間

契約開始日～令和 9 年 3 月 31 日

５．作業スケジュール（予定）

令和 8 年	契約後	・調査方針に関する打合せ
	10～11 月	・令和 7 年度調査事業の調査報告書（別添を含む）の確認及び整理 ・WG において整理されている論点及び留意事項等の把握 ・調査事業報告項目の確認及び検討 ・情報抽出及び整理の進め方に関する事務局との協議 ・有識者の選定及び依頼
	11～1 月	・令和 7 年度調査事業において情報抽出が未実施となっている文献等の情報抽出及び整理 ・抽出した情報に対する専門家による技術的確認 ・WG において調査審議上必要と判断された追加文献への対応
令和 9 年	2 月	・情報抽出及び整理結果のとりまとめ ・調査報告書（案）の作成
	3 月	・成果物（調査報告書等）の作成及び提出 ・必要に応じ、調査結果報告会の開催

６．成果物

（１）調査報告書（紙媒体） 2 部

（２）調査報告書、収集した文献等（原著）及び３．（５）において作成した情報抽出結果に係る電子データを記録した CD-ROM 等の電子媒体 2 部

７．納品期限

すべての成果物を契約期間の満了日までに納品すること。

８．連絡調整

作業の実施に当たっては事前に事務局と連絡を密にとることとし、作業中においても、「５．作業スケジュール」の段階ごとに、進捗状況を報告すること。なお、作業の遅延、業務の実施に当たって疑義等が生じた場合には、速やかに事務局の指示に従うこと。

９．技術提案の遵守

本件は一般競争入札・総合評価落札方式（調査）の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

１０．機密の保持

（１）本業務を実施するに当たって、別添「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

（２）関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであればBCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業者で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

１１．その他

（１）本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。

（２）本調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに事務局へ通報すること。

（３）成果物のうち、調査報告書は、内閣府食品安全委員会が運営する食品安全総合情報システムにより一般公開するが、収集した文献等（原著及び概要の和訳）については、公開することにより、個人及び企業の知的財産権が開示され、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあるため、非公開とする。

（４）本契約を履行する過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権は、内閣府に帰属するものとする。

ただし、受注者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権を自ら使用又は第三者に使用させる場合には、内閣府と別途協議することとする。

なお、受注者は、内閣府に対し、一切著作人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

（５）納入成果物に第三者（又は受注者自ら）が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合は、内閣府が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約（等）に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に内閣府の承認を得ることとし、内閣府は、既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

（６）本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら内閣府の責めに帰する場合を除き、受注者の責任

と負担において一切を処理することとする。この場合、内閣府は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者へ通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

（７）本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第９条第１項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月２日内閣府訓令第 39 号）第３条に規定する合理的配慮について留意すること。

※　URL：　https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf

１２．問合せ先

本仕様書に関する照会先は以下のとおり。

〒105-0001　東京都港区虎ノ門２－２－３　虎ノ門アルセアタワー１３階
内閣府食品安全委員会事務局評価第一課　器具・容器包装係
電話：０３－６２３４－１１１４

別添

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

1　受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法 に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

2　受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。

　この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

3　受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

（適正な安全管理）

4　受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

5　受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

6　受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

7　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

8　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（安全管理の確認）

9　発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年１回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

（業務従事者の監督）

10　受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、 個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

（改善の指示）

11　発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

（廃棄等）

12　受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

（事故発生時における報告）

13　受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（違反した場合の措置）

14　発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。